

子育て支援特別委員会 (12/4) 質疑要旨

台東区子ども・子育て支援事業計画 (中間改訂版) 中間のまとめについて



支援新制度の中で0-2歳保育後の3歳児の受け皿となる連携園対応が5年間の猶予付き義務化となっているので、32年度から始まる次期計画では、当然連携園対応をしていかななくてはならない。この改定期間でしっかりと検討すべきと、前回の委員会の時に要望した。今回のまとめで、**連携園について記載したこと**については評価している。

30・31年の2年間の新たな確保数は、0-2歳が531名分。3歳以上は173名分。確保数のトータルでは、0-2歳が2155名で、3歳以上は、1889名となる。

この0-2歳世代が、すべて保育所に行くわけではないし、区外転出もあるかもしれないが、**連携園を実施するなら、ある程度ブロックの中での対応**ということになるべきで、連携園実施以降の次期計画では、地域によっては、**3歳以上の確保が大変厳しいのでは、**という懸念がある。**保育所の新設、場所の確保など、今でもかなり苦労している。**区立保育園を3-5歳だけの対応として定員を増やし、比較的設置のしやすい小規模保育を増やしたり、**今の保護者のニーズに合わせた幼稚園サービスの拡充を支援したり、公立幼稚園の3-5歳対応のこども園化を推進**するなどの対応を行わないと、「3歳の壁」の対応は現実的に難しい。保護者の選択肢を拡充する方向を検討する時期に来ていると思う。この計画年度内に、しっかりと検討を進めていくべき。

現行の子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援計画と一体的なもので、この計画では、平成27年度から31年度までの5年間の教育、保育施設の量の見込みと確保数を定めていましたが、平成27、28年度の入所実績では、保育園入所待機児が発生するなど、実情に合った対応が求められていました。

区の基本構想策定に伴い、新たな人口推計を実施することになったことから、計画の中間見直しを行うこととなり、**平成30、31年度の教育・保育の量の見込みや、確保策の方針と対応策**などを改定した計画案の中間のまとめが報告されました。

太郎のちょっとひと言

住宅宿泊事業法について

民泊サービスについては、一定のルールの下、その健全な普及を図るために、住宅宿泊事業法(民泊新法)が昨年6月に公布されました。本年6月15日から施行で、事業者の事前届け出は、3月15日から開始予定となっています。民泊新法では年間180日を上限に民泊の営業を認める一方で、自治体ごとに期間や区域について独自の規制をかけることが認められていて、事前届け

出開始前までに条例をつくる必要があります。台東区でも独自の条例制定のため、**私が委員長となっている保健福祉委員会を、1月11日に臨時に開催**しました。

委員会で報告された「台東区の住宅宿泊事業の実施に関する考え方」は、宿泊者と区民の安全安心を第一に考え、適正な運営を推進する、というものでした。主なルールは、「家主居住型や、管理者常駐型の家主不在型では、事業の実施期間に区独自で制限は設けず、管理者常駐型以外の**家主不在型には、教育保育環境を維持するため、区内全域を制限対象とし期間については、基本平日の営業を制限**」「隣接住民(集合住宅の場合は全住戸)などに対する**7日前までの事前周知の義務付け**」「届出時に、**民泊を禁止する管理組合の意思がないことを確認するための誓約書**などの添付書類の提出」「届出住宅の公表」「**苦情等発生時に現地に駆け付けるなど迅速に対処できる体制の確保**」「違反者の公表」などでした。

審議の中で、各委員から「事前説明の強化」や、「苦情対応への対応強化」「所管の機能強化」などの意見が出され、活発な審議が行われました。審議の最後に、私からも、「事前説明の期間を7日前ではなく、他区でも検討している**15日前までとすることの検討**」や、「業務改善命令を何度も聞かなかった場合の職権停止があり得るのか」についての質問。「民泊を禁止する管理組合の意思がないことを**誓約書だけでなく、直接確認**すること」「衛生管理基準もしっかり対応すること」などを要望しました。

台東区では、現在においても、違法民泊が多数行われており、区民の方々より、騒音やゴミ処理、セキュリティーなど、民泊に対してのご相談を受ける機会も大変多い状況です。民泊が話題となりだした一昨年、台東区では、国の規制緩和を受けて、営業時間内は従業員を常駐させることなどの条件を課す区の旅館業法施行条例改正案を議員提案し、全会一致で可決しました。**これは、区民の良好な生活環境の確保と宿泊者の安全性の確保を、しっかりと担保するための条例改正**でした。今回の民泊条例についても、**その条例改正の意義を継承し、管理者が常駐するホームステイ型の民泊事業と、そうでない事業をしっかりと区分けして規制を強化**するなど、「台東クオリティー」を守っていくための条例としていかなければならないと思っています。

- 昭和41年6月生まれ(現在51歳)
- 浅草寺幼稚園、待乳山小(現東浅草小)、蔵前中(現浅草中)、早稲田実業高、早稲田大学第一文学部卒
- 平成元年(株)西武百貨店入社秘書部配属
- 28歳で水野誠一参議院議員第一秘書。与党政調会長秘書として国政全般を学ぶ。衆議院議員政策秘書、都議会議員政策担当を務め、国政・都政の政策立案に携わる。
- 浅草町一町会青年部長、浅草神社西部若睦連合会副会長。

- 平成23年より台東区議会議員。(現在2期)
- ◇区議会 保健福祉委員会 委員長
子育て支援特別委員会 委員
環境・安全安心特別委員会 委員
- ◇会派 「つなぐプロジェクト」 政調会長

台東区議会議員 **早川太郎**

【ご意見・問い合わせ先】 ※区政に関するご意見・お問い合わせ等、ぜひお聞かせ下さい。

台東区議会議員 **早川太郎** 事務所 台東区日本堤1-23-4 TEL. 03-3871-8497 FAX. 020-4663-6984